

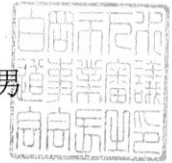
白岡市下水道使用料の改定に関する
答申書

令和3年10月6日

白岡市下水道事業審議会

白岡市長 藤 井 栄一郎 様

白岡市下水道事業審議会
会 長 山 崎 紀 男



下水道使用料の改定について（答申）

令和3年9月8日付け経第54号で諮問のあった下水道使用料の改定について、慎重に審議を進め、その結論を得たので、下記のとおり答申します。

記

1 下水道使用料改定の必要性

(1) 経費回収率の状況

白岡市では、平成27年度に供用開始後初めて下水道使用料を改定したものの、汚水処理経費に対する収入の不足分は一般会計からの基準外繰入金で賄っている状況であり、平成30年度の経費回収率は75.83%で、地方公営企業の経営原則である独立採算制の原則、汚水私費の原則に基づく経営が実現できていません。

(2) 平成27年度の使用料改定の審議結果

平成27年度の使用料改定時においては、経費回収率100%の案を含む使用料水準の案が検討されましたが、短期的にはその実現は難しく、第一段階として平成27～31年度にかけて経費回収率65%程度の達成を目指すことで審議会としての結論に至りました。

また、将来的な経費回収率100%の達成を目指した段階的な使用料改定について、継続的に検討する必要がある旨の意見がありました。

(3) 受益の公平性と基準外繰入金の削減

一般会計の財源は、公共下水道事業の利用にかかわらず市に納入する市税を主な財源としています。市税には、公共下水道の未利用者の負担分も含まれており、一般会計から基準外繰入金を地方公営企業の公共下水道事業会計に繰り入れることは、税負担に対する受益の公平性の観点から課題があると考えられます。

さらに、白岡市の一般会計の財政状況は厳しさを増しており、令和6年度以降は単年度収支の赤字が見込まれることにより、基準外繰入金を始めとする臨時的経費が削減される可能性があります。そのため、基準外繰入金が十分に得られなければ、資金不足が発生し、収支の均衡を図るために、工事の見直しや縮小を検討する必要性が生じる可能性があります。

(4) 社会資本整備交付金の交付要件

施設整備の主要な財源となる社会資本整備交付金の交付要件には定期的な使用料改定の必要性の検証に係る要件が含まれており、経費回収率の向上に向けたロードマップの策定や、国土交通省への提出、検証結果の公表が必要とされています。

2 審議結果

(1) 経営戦略（現状分析、投資・財政計画）

使用料収入については、平成27年度の使用料改定後においても経費回収率は7割程度にとどまっており、現在も収入不足の状況が続いています。さらに、経営戦略策定期間後半の令和8年度では、使用料収入は減少に転じる見込みです。

次に、支出については、過去の起債の償還金や流域下水道関係の費用等削減が難しい費用が大半を占めています。また今後は、現在の公共下水道事業認可区域の着実な整備に加え、老朽化・耐震化対策の推進や、農業集落排水事業の公共下水道への接続工事等、大きな投資計画が予定されています。

こうした支出に対応するためには、汚水処理経費の不足額を賄い、経営を持続させるための基準外繰入金を引き続き必要となります。

本審議会では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」について、今後の更新費用も含んだ投資計画となっていること、補助金等使用料収入以外の財源を十分活用した財源計画となっていること等、内容の確認を行いました。そして、平成27年度の使用料改定を踏まえ、下水道使用料の改定について検討することとしました。

(2) 使用料水準

使用料水準については、一般会計からの基準外繰入金の削減を目的に、使用料水準のパターンとして、改定1回で経費回収率100%を目指すパターン（パターン1：令和4～8年度までの今回の算定期間で基準外繰入金をなくすパターン）と、改定2回で経費回収率100%を目指すパターン（パターン2：令和9～13年度までの次期算定期間で基準外繰入金をなくすパターン）の、2つのパターンを検討しました。

2つのパターンに対しては、経営原則に基づき、パターン1を採用して早期に使用料を適正化すべきという意見がある一方で、コロナ禍による市民生活への影響の考慮や生活困窮者への配慮をすべきという意見があり、両者の意見は拮抗しました。そのため、両者の意見を集約したパターンとして、算定期間内に段階的な改定を行うパターン（パターン3）について再度審議を行った結果、パターン3が妥当であるという意見が多数を占めました。

パターン3は今回の算定期間内に2段階の改定を行うものです。まず1段階目の改定では、コロナ禍による市民生活への影響の考慮や、生活困窮者への配慮のため、改定時期を当初の令和4年4月から半年間遅らせ、令和4年10月とした上で、現行の使用料金表に17.8%を乗じて改定します。次の2段階目の改定は、令和6年

4月に経費回収率100%を達成する使用料水準へ改定するものであり、現行の使用料金表に35.6%を乗じて改定します。

改定期間の延期による影響を考慮すると、算定期間（令和4～8年度）を通じては、経費回収率92.6%、実質的な改定率は25.5%となります。

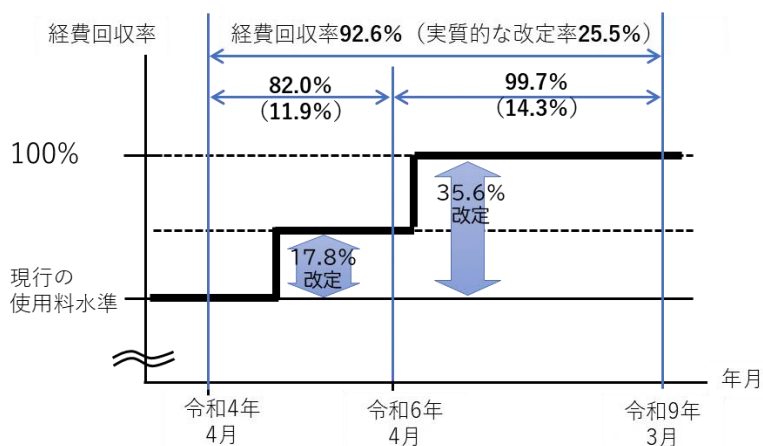
算定期間のうち、令和4、5年度の2年間では、経費回収率82.0%、実質的な改定率は11.9%となる見込みです。また、令和6～8年度の3年間では、経費回収率99.7%、実質的な改定率は14.3%となる見込みです。

図表1 使用料水準のまとめ

対象年度	経費回収率	実質的な改定率※	備考
令和4～8年度	92.6%	25.5%	
令和4、5年度	82.0%	11.9%	令和4年10月に、現行使用料金表に17.8%を乗じて改定
令和6～8年度	99.7%	14.3%	令和6年4月に、現行使用料金表に35.6%を乗じて改定

※令和4～8年度、令和4、5年度は、現行使用料金表による収入と比較した改定率
令和6～8年度は、令和4年10月改定後の使用料金表による収入と比較した改定率

図表2 算定期間における経費回収率、実質的な改定率のイメージ



(3) 使用料体系

使用料体系については、現行の使用料金表では、月額の基本使用料と使用水量に応じた超過使用料からなる2部使用料制と、用途により使用料が変わる用途別使用料制を採用しています。さらに、一般汚水の超過使用料は、使用水量増加に伴い段階的に単価が高くなる、累進型の単価設定となっています。

ただ、現行の使用料金表には、固定費の割合に対し、基本使用料収入の割合が低いこと、使用料収入につながらない基本水量内の使用者の割合が高まっていること、家庭用等少量の使用者への配慮のため、多量の使用者に収入を依存していること、

といった課題があります。

本審議会では、これらの課題を踏まえ、現行の基本使用料、超過使用料を基本に一律の改定率を乗じ、端数等を調整するパターン1を基本に、現行の使用料体系の課題に対する解決を図った使用料体系のパターン（パターン2、3、4）、さらに中口・大口使用者が使用する排水量区分の超過使用料を改定するパターン5を比較検討しました。なお、パターン2、3、4及び5の概要は以下のとおりです。

- ・パターン2：基本料金収入の割合を高めたパターン。固定費の割合に対し、基本使用料収入の割合が低いという課題に対応。
- ・パターン3：基本水量を廃止したパターン。使用料収入につながらない基本水量内の使用者の割合が高まっているという課題に対応。
- ・パターン4：超過使用料を均一化したパターン。少量の使用者への配慮のため、多量の使用者に収入を依存しているという課題に対応。
- ・パターン5：中口・大口使用者が使用する排水量区分の超過使用料を改定するパターン。小口使用者の負担増に対応。

審議の結果、小口・中口・大口の各使用者でほぼ同等の負担増となるパターン1が適当との結論に至りました。よって、使用料体系は見直さず、現行の基本使用料、超過使用料に一律の改定率を乗じ、端数等を調整するパターン1を基本に使用料金表を作成する方針を採ること、現行の使用料金表の課題については、使用水量の動向を見ながら、定期的な経営戦略の見直しの中で解決策を検討することとしました。

(4) 一般汚水以外（公衆浴場及び臨時）の用途について

公衆浴場及び臨時の用途の使用料についても、一般汚水と同様、令和4年10月以降は現行使用料金表に17.8%を乗じて端数調整した金額、令和6年4月以降は現行使用料金表に35.6%を乗じて端数調整した金額を採用することとしました。

3 本答申における下水道使用料改定案

(1) 現行の下水道使用料金表

白岡市の公共下水道事業における現行の使用料金表は以下のとおりです。

現行の使用料金表の特徴としては、月額の基本使用料と使用水量に応じた超過使用料からなる2部使用料制と、用途により使用料が変わる用途別使用料制の採用、さらに、一般汚水の超過使用料は、使用水量が少ないほど単価が安く、多いほど単価が高い、累進型の単価設定がなされていることが挙げられます。

図表3 現行の下水道使用料（税抜、1か月、単位：円）

区分	基本使用料	従量使用料 (円/m ³)	
		使用水量	単価
一般汚水	10 m ³ まで 952円/月	1～10 m ³	0
		11～20 m ³	93
		21～35 m ³	105
		36～50 m ³	117
		51～100 m ³	128
		101 m ³ ～	141
公衆浴場汚水	100 m ³ まで 7,068円/月	101 m ³ ～	70
臨時	10 m ³ まで 2,355円/月	11 m ³ ～	235

(2) 改定後の下水道使用料金表案

改定後の新しい使用料金表案については、以下の結論に至りました。

令和4年10月に予定している1段階目の改定ではコロナ禍による市民生活への影響等を踏まえ、現行の使用料金表に17.8%を乗じ、端数を調整した金額での改定を予定しています。令和6年4月に予定している2段階目の改定では、経費回収率100%を達成するため、現行の使用料金表に35.6%を乗じ、端数を調整した金額での改定を予定しています。

図表4 令和4年10月以降の下水道使用料改定案（税抜、1か月、単位：円）

区分	基本使用料	従量使用料 (円/m ³)	
		従量	基本
一般汚水	10 m ³ まで 1,121円/月	1～10 m ³	0
		11～20 m ³	110
		21～35 m ³	124
		36～50 m ³	138
		51～100 m ³	151
		101 m ³ ～	166
公衆浴場汚水	100 m ³ まで 8,326円/月	101 m ³ ～	82
臨時	10 m ³ まで 2,774円/月	11 m ³ ～	277

図表5 令和6年4月以降の下水道使用料改定案（税抜、1か月、単位：円）

区分	基本使用料	従量使用料 (円/m ³)	
		従量	基本
一般汚水	10 m ³ まで 1,291円/月	1～10 m ³	0
		11～20 m ³	126
		21～35 m ³	142
		36～50 m ³	159
		51～100 m ³	174
		101 m ³ ～	191
公衆浴場汚水	100 m ³ まで 9,584円/月	101 m ³ ～	95
臨時	10 m ³ まで 3,193円/月	11 m ³ ～	319

改定後の下水道使用料金の早見表

図表6 新使用料早見表（1か月）

令和4年10月以降の新使用料早見表				令和6年4月以降の新使用料早見表							
排水量(m ³)	使用料 (税込、円)	基本使用料 (税抜、円)	超過使用料 (税抜、円/m ³)	排水量(m ³)	使用料 (税込、円)	基本使用料 (税抜、円)	超過使用料 (税抜、円/m ³)				
0	1,233	0	0	0	1,420	0	0				
1	1,233										
2	1,233										
3	1,233										
4	1,233										
5	1,233										
6	1,233										
7	1,233										
8	1,233										
9	1,233										
10	1,233										
11	1,354	110	110	11	1,558	126	126				
12	1,475										
13	1,596										
14	1,717										
15	1,838										
16	1,959										
17	2,080										
18	2,201										
19	2,322										
20	2,443										
21	2,579	124	124	21	2,962	142	142				
22	2,715										
23	2,852										
24	2,988										
25	3,125										
26	3,261										
27	3,397										
28	3,534										
29	3,670										
30	3,807										
31	3,943	138	138	31	4,524	159	159				
32	4,079										
33	4,216										
34	4,352										
35	4,489										
36	4,640										
37	4,792										
38	4,944										
39	5,096										
40	5,248										
50	6,766	151	151	50	7,772	174	174				
60	8,427										
70	10,088										
80	11,749										
90	13,410										
100	15,071										
200	33,331			166	166			200	38,352	191	191
300	51,591										
400	69,851										
500	88,111										
500	88,111										

図表7 新使用料早見表（1か月現行使用料との比較）（税込）

排水量(m ³)	現行使用料	令和4年 10月以降	令和6年 4月以降	排水量(m ³)	現行使用料	令和4年 10月以降	令和6年 4月以降
0	1,047	1,233	1,420	26	2,763	3,261	3,743
1	1,047	1,233	1,420	27	2,878	3,397	3,899
2	1,047	1,233	1,420	28	2,994	3,534	4,055
3	1,047	1,233	1,420	29	3,109	3,670	4,211
4	1,047	1,233	1,420	30	3,225	3,807	4,368
5	1,047	1,233	1,420	31	3,340	3,943	4,524
6	1,047	1,233	1,420	32	3,456	4,079	4,680
7	1,047	1,233	1,420	33	3,571	4,216	4,836
8	1,047	1,233	1,420	34	3,687	4,352	4,992
9	1,047	1,233	1,420	35	3,802	4,489	5,149
10	1,047	1,233	1,420	36	3,931	4,640	5,324
11	1,149	1,354	1,558	37	4,060	4,792	5,498
12	1,251	1,475	1,697	38	4,188	4,944	5,673
13	1,354	1,596	1,835	39	4,317	5,096	5,848
14	1,456	1,717	1,974	40	4,446	5,248	6,023
15	1,558	1,838	2,113	50	5,733	6,766	7,772
16	1,661	1,959	2,251	60	7,141	8,427	9,686
17	1,763	2,080	2,390	70	8,549	10,088	11,600
18	1,865	2,201	2,528	80	9,957	11,749	13,514
19	1,967	2,322	2,667	90	11,365	13,410	15,428
20	2,070	2,443	2,806	100	12,773	15,071	17,342
21	2,185	2,579	2,962	200	28,283	33,331	38,352
22	2,301	2,715	3,118	300	43,793	51,591	59,362
23	2,416	2,852	3,274	400	59,303	69,851	80,372
24	2,532	2,988	3,430	500	74,813	88,111	101,382
25	2,647	3,125	3,587				

4 白岡市下水道事業審議会審議経過

回数	開催年月日及び会場	審議内容
第1回	令和2年5月 ※書面開催	下水道事業の概要
第2回	令和2年8月21日 白岡市生涯学習センター（こも れびの森）1階多目的ホール	下水道事業の概要 経営戦略（案）について
第3回	令和3年3月29日 白岡市役所4階特別大会議室	使用料水準の検討
第4回	令和3年5月19日 白岡市役所4階特別大会議室	使用料水準の検討 使用料体系の検討・決定
第5回	令和3年7月7日 白岡市役所4階特別大会議室	使用料水準の検討・決定
第6回	令和3年10月1日 白岡市役所4階特別大会議室	答申書案の検討

5 附帯意見

(1) 周知方法の工夫

白岡市の下水道使用料の水準は、今回の下水道使用料の改定により、埼玉県内の他の自治体と比べて、やや高めの水準となる見通しです。

そのため、使用者の使用料改定に対する認知度が向上し、理解が得られるよう、周知の内容や手段の工夫が必要です。

周知の内容については、分かりやすさに重点を置き、新使用料金表だけでなく、使用料改定が必要となった背景や、本審議会における議論、今後の経営の見通しについて、透明性を担保するとともに、他の事業体の事例を参考にしながら、使用者が理解しやすいものとする必要があります。

また、周知の手段については、既存のメディアを利用しつつ、世代による利用メディアの違い等も意識しながら、水道検針時のチラシ配布等、丁寧に周知する必要があります。

(2) さらなる支出削減の取組

公共下水道事業の支出については、維持管理費用の削減が難しい中、今後は、管渠の新設、改良工事やポンプ場の更新、管路の耐震化、農業集落排水事業の統合等、大きな投資計画が控えています。

そのため、投資については、生活排水処理基本計画やストックマネジメント計画を踏まえて投資を平準化し、必要な資金の確保と施設の確実な整備を両立させるとともに、維持管理費についても、さらなる民間活用や共同化により経営の効率化を推進し、支出をより一層削減していくことが必要です。

(3) 収入の確保と使用料改定に関する定期的な検証・見直しの実施

下水道使用料は、令和6年4月に2段階目の改定を行うことで、令和7年度には経費回収率100%を達成できる見込みですが、少子高齢化の進行や、コロナ禍等の影響による昨今の世の中の変化、国の制度変更は、下水道経営にも大きな影響を与えることが推測されます。例えば、投資・財政計画の前提以上に節水が進行した場合等においては、当初の見込み通りの経営状況とならない可能性もあります。

そのため、今後の下水道経営の安定性を考える上では、将来の事業環境の変化に合わせて使用料を見直していくことが一層必要となるものと思われます。

こうしたことから、公共下水道事業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の検証・見直し時期に合わせ、有識者や市民等で構成される審議会等を開催し、使用料の水準や体系が事業環境の変化に合ったものとなっているか等について、5年に1回程度の頻度で定期的に検証する必要があります。

下水道使用料の改定に関する検討報告書 (審議経過及び検討結果)

1 趣旨

下水道は、公衆衛生の向上のほか、海や川等の公共用水域の水質保全、浸水防除等、市民生活の基盤として不特定多数の住民や広域的な環境に便益・効果が及ぶ重要な役割を担っています。

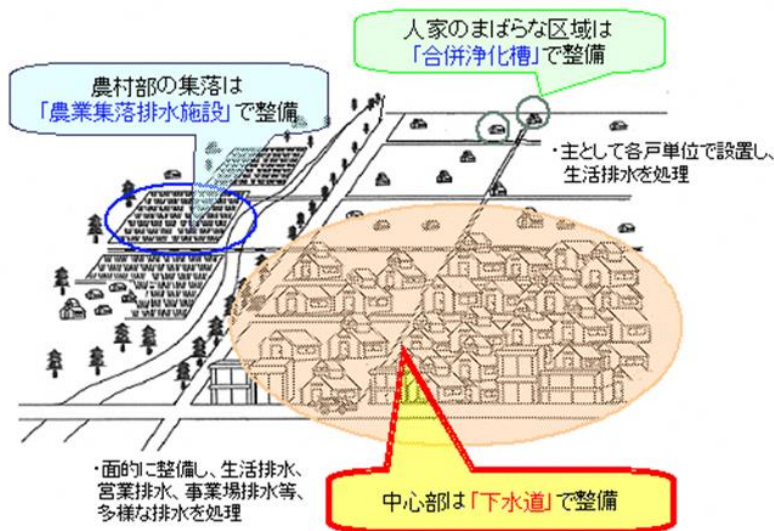
白岡市では、地域特性に応じて、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置事業が設置され、施設の特徴を活かしつつ、汚水処理施設全体として、計画的かつ効率的な整備・管理が進められてきました。

一方、下水道事業経営については、平成27年度に公共下水道事業の使用料を改定したものの、平成30年度の経費回収率は75.83%にとどまり、汚水私費の原則が実現できていません。また、令和元年には人口が減少に転じている等、今後は使用料収入の減少が見込まれる状況です。このような経営課題に対応するためには、下水道サービスを持続するための経営基盤の強化が求められています。

さらに、総務省からは、全国の下水道事業に対して、経営課題に対応するための「経営戦略」の策定を要請されています。

本審議会においては、「経営戦略」の内容の確認とともに、下水道使用料の改定についての審議を行いました。

図表1 汚水処理施設の種類概念図



出典：国土交通省ホームページ

2 経営戦略

(1) 経営戦略の位置づけ

公営企業の「経営戦略」は、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画で、総務省から全国の公営企業に策定が要請されているものです。経営戦略には、将来の事業環境や経営の基本方針のほか、これらに基づく投資試算（施設・設備投資の見通し）等の支出と、財源試算（財源の見通し）を均衡させた投資・財政計画を盛り込むこととされています。下水道使用料の基本原則が定められた地方公営企業法第21条、下水道法第20条を踏まえれば、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な管理のもとにおける適正な原価を基礎とする必要があります。

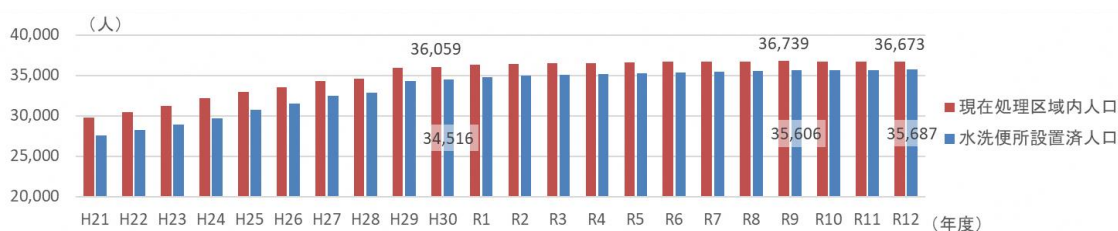
そのため、本審議会では、経営戦略を通じて経営の現状や今後の経営課題を把握するとともに、使用料水準・体系検討の前提となる投資・財政計画が能率的な経営見通しのもとに作成されているかという点について確認しました。

(2) 公共下水道事業の経営戦略

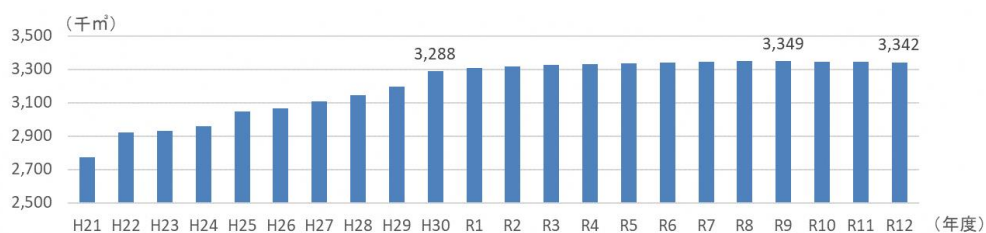
公共下水道事業の主要な経営課題としては、「経費回収率の改善と基準外繰入金削減」、「事業規模に見合った企業債残高の水準の管理」、「適正な使用料水準の検討」の3点が挙げられます。

投資・財政計画の前提として、水洗化率の向上により、水洗便所設置済人口は令和12年度まで増加する見込みとなっている一方、有収水量は節水の進行により、令和9年度をピークに減少に転じ、使用料収入も投資・財政計画後半で減少に転じる見込みとなっています。

図表2 人口の見通し



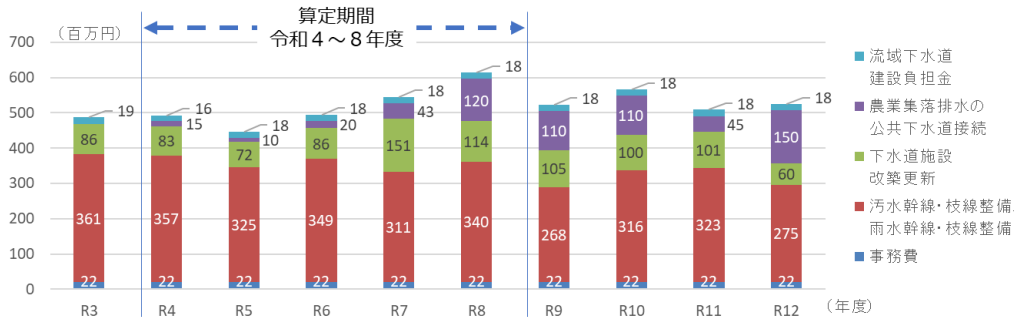
図表3 有収水量の見通し



その一方で、今後も、生活排水処理基本計画をもとに、現在の公共下水道事業認可区域の着実な整備に加え、ポンプ場や管路の老朽化・耐震化対策の推進や、

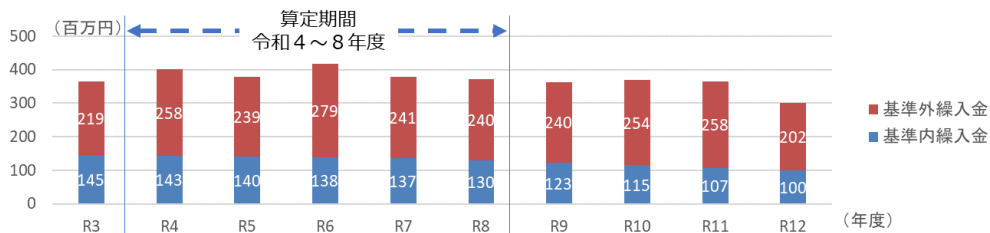
白岡市全体の経済的・効率的な生活排水処理を行う観点から、農業集落排水の対象地区である柴山地区、大山地区の公共下水道への接続工事といった、大きな投資計画が予定されています。

図表4 経営戦略期間内の全体の投資計画



そして、汚水処理経費の不足額を賄い、経営を持続させるための基準外繰入金は、収益的収支・資本的収支を合わせて、約2億～2億8,000万円で推移する見込みとなっています。

図表5 経営戦略期間内の一般会計繰入金の見通し



本審議会では、経営戦略に掲載された投資・財政計画について、今後の更新需要等の投資の内容や、補助金の活用等の財源の内容を確認し、使用料の改定を検討する前提条件として、妥当な計画となっていることを確認しました。

また、平成27年度の下水道使用料改定時の審議会の答申書の附帯意見では、将来的な経費回収率100%の達成を目指して、段階的な使用料改定について継続的に検討する必要がある旨の意見が出されており、早期に経費回収率100%の達成を目指し、使用料水準を検討していく必要があることを確認しました。

(3) 農業集落排水事業の経営戦略

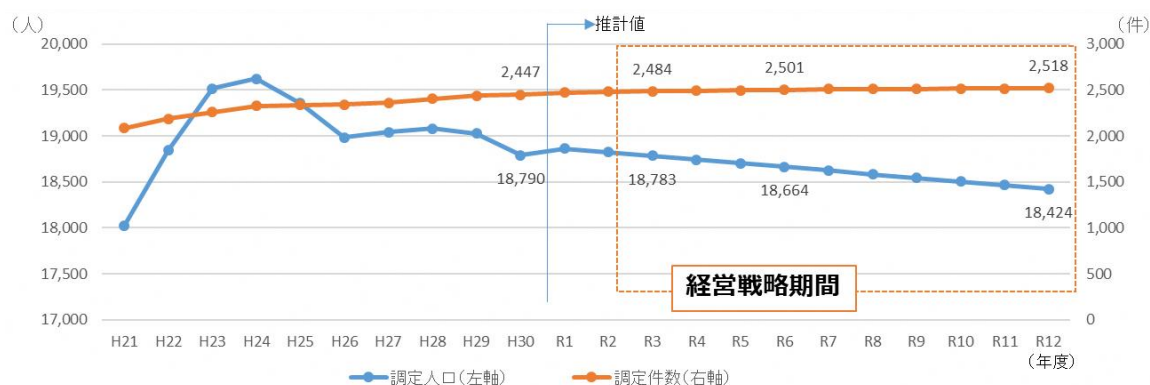
農業集落排水事業の主要な経営課題としては、「減少する人口・水量を踏まえた事業運営の必要性」、「農業振興地域の特性と汚水処理原価の高さ」、「公共下水道事業との使用料水準のバランスへの配慮」の3点が挙げられます。

また、投資・財政計画の前提として、調定人口はわずかながら減少し、一方で、調定件数は小世帯化の進行により若干増加する見込みとなっています。

農業振興地域における生活排水処理という性質上、公共下水道事業に比べて、

汚水処理原価が高くならざるを得ない状況にあるため、汚水処理経費の不足額を賄い、経営を持続させるための基準外繰入金は、約3,000～4,300万円で推移する見込みであり、基準外繰入金の確保が必要となっています。

図表6 調定人口、調定件数の推移



なお、公共下水道事業認可区域の未整備区域について整備推進を図ることにより、農業集落排水事業と公共下水道事業の処理区域が近づき、農業集落排水事業の公共下水道事業への接続・統合による効率化の可能性が高くなるため、経営戦略の後期以降において、公共下水道事業への接続・統合が予定されています。

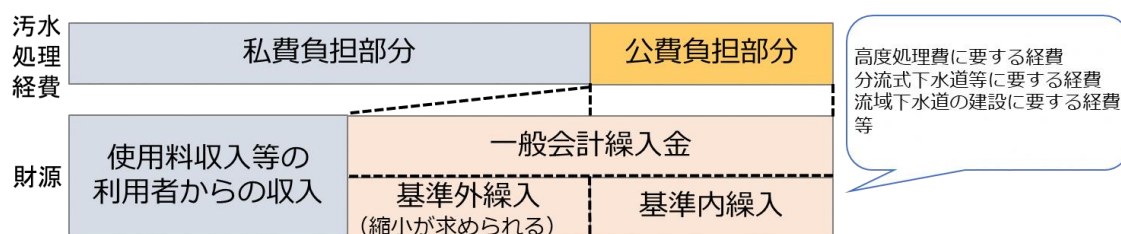
経営戦略に掲載された投資・財政計画についての内容を確認した上で、本審議会としてもこれを了承しました。

3 使用料水準

(1) 公営企業の経営原則に対する経営の現状と課題

公共下水道事業は公営企業であり、本来ならば、経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充て、経営される必要があること（独立採算制の原則）、また、下水道を使用する個人が排出する汚水の処理費用は、原則として私費で負担する（汚水私費の原則）必要があります。

図表7 汚水私費の原則における汚水処理経費と財源の概要

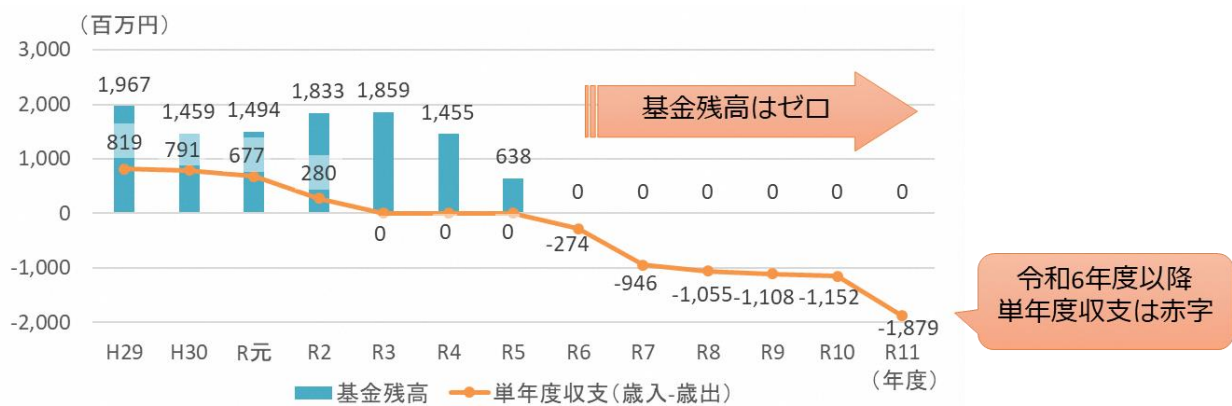


しかし、白岡市の公共下水道事業は、平成27年度の下水道使用料の改定後も、汚水処理経費の私費負担部分の一部を使用料収入等の利用者からの収入で賄っておらず、一般会計からの基準外繰入金で賄っている状況にあります。

一方で、一般会計の財源は、下水道の利用にかかわらず市に納入する市税を主な財源としています。市税には、公共下水道の未利用者の負担分も含まれているため、一般会計から多額の基準外繰入金を下水道会計に繰り入れることは、税負担に対する受益の公平性の観点から課題があると考えられます。

また、白岡市の一般会計の財政状況は厳しさを増しており、令和6年度以降は単年度収支の赤字が見込まれ、基準外繰入金を始めとする臨時的経費が削減される可能性があります。基準外繰入金が十分に得られなければ、資金不足が発生し、収支の均衡を図るために、工事の見直しや縮小を検討する必要が生じる可能性があります。

図表8 一般会計収支の推計



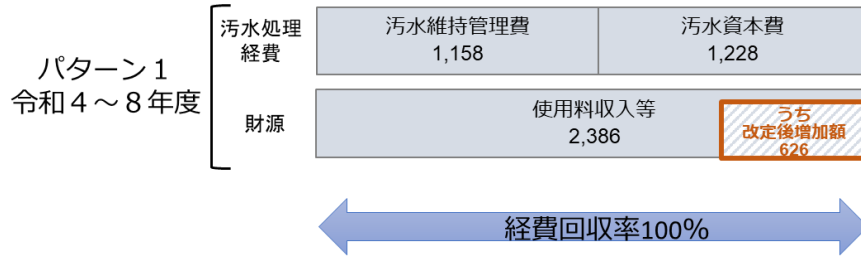
(2) パターン1、2の検討

こうした公営企業としての経営原則や、経営の現状と課題、そして、平成27年度の下水道使用料改定時の審議会の答申書においては、将来的な経費回収率100%の達成を目指した段階的な使用料改定について、継続的に検討する必要があるという附帯意見があったことを踏まえ、改定1回で経費回収率100%を目指すパターンと、改定2回で経費回収率100%を目指すパターンの、2つの使用料水準のパターンについて検討しました。

なお、本審議会における使用料の算定期間は、平成27年度の下水道使用料改定時の算定期間（5年間）や、事業環境の変化に合わせた短いスパンでの使用料の見直しが必要という考えに基づき、令和4年度～8年度までの5年間としています。

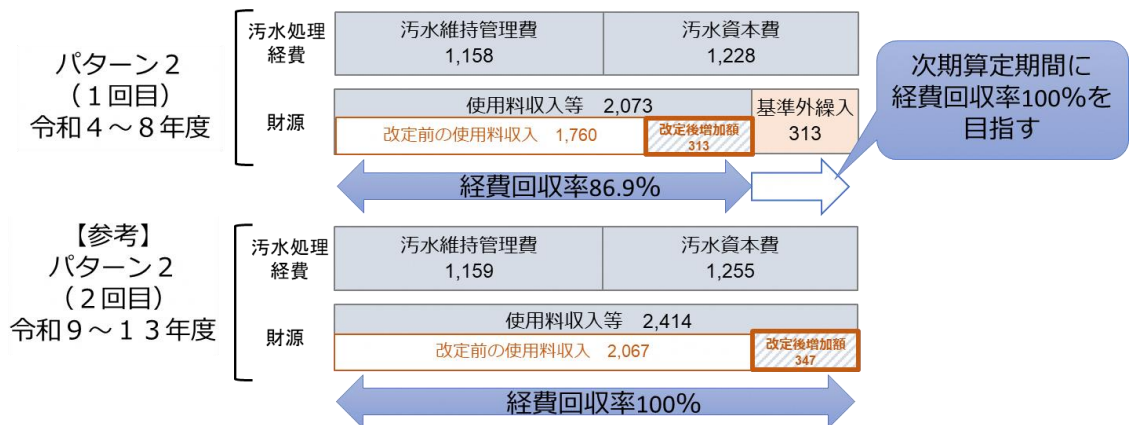
【パターン1】改定1回で経費回収率100%を目指すパターン。基準外繰入金を全額使用料で回収し、経費回収率100%の使用料水準を目指すもの。現行使用料金表による収入見込みに対し、35.6%の改定が必要。

図表9 パターン1の汚水処理費と財源（単位：百万円）



【パターン2】改定2回で経費回収率100%を目指すパターン。令和4年度の改定で基準外繰入金を2分の1程度回収し、令和9年度の改定で経費回収率100%の使用料金水準を目指すもの。現行使用料金表による収入見込みに対し、17.8%の改定が必要。

図表10 パターン2の汚水処理費と財源（単位：百万円）



なお、基準外繰入金については、改定前に比べ、パターン1では半額程度、パターン2では令和4年度より4分の1程度、令和9年度より半額程度減少する見込みです。

経費回収率100%を達成しても、基準外繰入金がゼロにならないのは、当年度純利益の確保や現金収支の不足を賄うための基準外繰入金を想定していることによります。今回の改定により、汚水処理原価の不足を賄うための基準外繰入金については、パターン1では令和4年度から、パターン2では令和9年度から、それぞれ不要となる見込みです。

これらのパターンに対して、本審議会では、それぞれ以下のような意見が出され、意見が拮抗しました。

パターン1に賛成

- 税負担に対する受益の公平性の視点、また、法適化して公営企業会計に移行したことで、経営成績や財政状態等経営の良否を判断する材料が揃い、的確な原価計算による使用料算定が可能になったことから、使用料改定の必要性に応じて、早期に使用料を適正化すべきではないか。
- 改定2回の場合、本当に5年ごとに使用料を改定できるのだろうか。
- 浄化槽利用者等との使用料負担、他の光熱費の金額と比較すると、下水道使用料は比較的安いといえるのではないか。

パターン2に賛成・保留

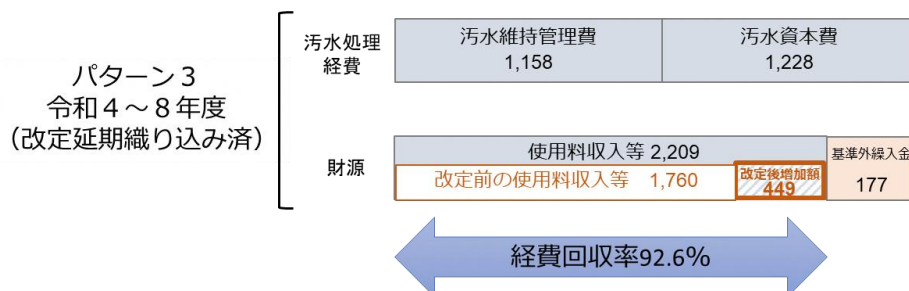
- 新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響の考慮や、生活困窮者への配慮もすべきではないか。
- 近隣自治体よりも高い下水道使用料では、使用者の理解を得られないのではないか。

(3) パターン3の検討

以上のパターン1、パターン2に対する意見を集約し、近隣自治体の改定事例を参考に、算定期間内に段階的な改定を行うパターン（パターン3）を検討しました。

パターン3は、コロナ禍による市民生活への影響を考慮し、また生活困窮者への配慮のため、改定時期を当初の令和4年4月から令和4年10月に半年間遅らせた上で、1段階目の改定では、改定率を緩和したパターン2で改定し（所要改定率17.8%）、2段階目の改定として、令和6年4月に経費回収率100%を達成する使用料水準へ改定する（所要改定率35.6%）ものです。

図表11 パターン3の汚水処理費と財源（単位：百万円）



本審議会では、まず、公営企業の経営原則である独立採算制の原則、そして下水道事業の汚水私費の原則に基づき、今回の公共下水道の使用料改定においては、経費回収率100%を目指すことについて委員全員の了解を得ました。

その上で、パターン1、パターン2及びパターン3を比較検討した結果、次のような意見があり、コロナ禍の影響や一般会計の財政悪化を考慮した、パターン

3が適当との意見が多数を占めました。

パターン1に賛成

- パターン2の場合、このまま経費回収率100%の達成を先延ばしにして、令和9年度から経費回収率100%を達成できるのか。パターン3も、あるべき使用料の支払いを先延ばしにしているだけではないか。
- 改定が遅れると、一般会計からの繰出金が見込めず、工業団地の接続を進められなくなる可能性がある。コロナ禍で収入が激減した使用者は別途軽減措置等の配慮を検討すべき。

パターン2に賛成

- 近隣市町村と比べてかけ離れた使用料になったら、白岡市に住まなくなるのではないか。5年に1度くらいのスパンで使用料を考えるべき。
- 一般の感覚からは、パターン2が妥当である。

パターン3に賛成

- 使用量と支払う金額の対応関係や、改定が必要な理由等に対して誰もが分かる説明を示した上で、パターン3にすべき。
- 基準外繰入金の削減は必要だが、一度で使用料を改定すると使用者の負担が大きく、緩和措置を入れていただきたい。
- 経常収支比率の推移を見ると、かなり一般会計の状況は厳しいと思われる。将来を含めるとパターン1が良いが、コロナ禍や若者の状況を踏まえると、パターン3が良いと思う。
- 事業環境の変化は不透明であり、定期的に実態にあった使用料に見直すことが必要。

その他

- 改定の必要性は分かるが、改定率は10%程度が適当ではないか。使用料を上げるなら、生活困窮者には配慮すべきではないか。

4 使用料体系

(1) 現行の使用料金表の特徴と課題

現行の白岡市の公共下水道の使用料体系は、月額の基本使用料と使用水量に応じた超過使用料からなる2部使用料制と、公衆浴場用等一部の用途では使用料が異なる用途別使用料制を採用しています。さらに、一般汚水の超過使用料は、使用水量が少ないほど単価が安く、多いほど単価が高くなる、累進型の単価設定がなされています。

図表 1 2 現行の下水道使用料金表（1 か月、税抜）

用途	基本水量 (m ³)	基本使用料 (円)	超過使用料 1m ³ 当たり	
一般汚水	10	952	11～20m ³	93円
			21～35m ³	105円
			36～50m ³	117円
			51～100m ³	128円
			101m ³ 以上	141円
公衆浴場汚水	100	7,068	101m ³ 以上	70円
臨時	10	2,355	11m ³ 以上	235円

一方で、今後の人口減少や節水等の水使用状況の変化を考慮すると、使用料収入の確保の観点から、現行の白岡市の公共下水道の使用料体系は次のような課題を抱えていると考えられ、これらの課題の解決を図った使用料体系のパターンについて検討しました。

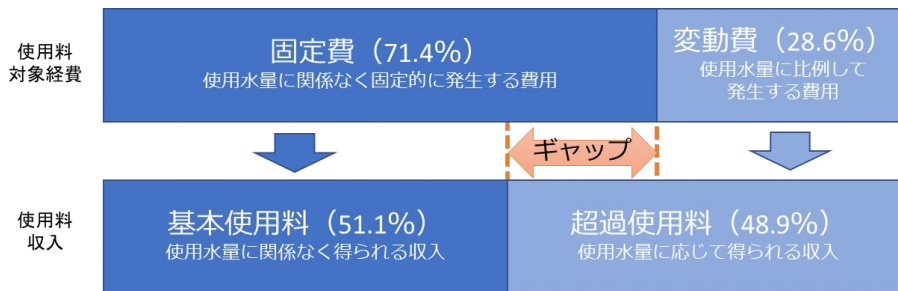
課題 1 固定費の割合に対し、基本使用料収入の割合が低いこと

使用料対象経費の性質から使用料金表の設計を考える場合、使用水量に関係なく固定的に発生する固定費を、使用水量に関係なく得られる収入である基本使用料で、また、使用水量に比例して発生する費用である変動費を、使用水量に応じて得られる収入である超過使用料で、それぞれ賄えるようにするのが、本来の使用料対象経費の配分方法と考えられます。

しかし、公共下水道事業はいわゆる装置産業であり、管路や設備等の固定費の割合が高く、固定費を基本使用料で賄おうとすると基本使用料が高額となってしまいうため、固定費の一部は超過使用料で賄っている状況にあります。算定期間内において、使用料対象経費における固定費の割合と、使用料収入における基本使用料の割合を比較すると、固定費 71.4% に対し、基本使用料 51.1% と、ギャップが生じており、固定費を基本使用料で賄えていません。

固定費の割合に対し、基本使用料収入の割合が低いという点に対しては、基本使用料収入の割合を高めたパターン（パターン 2）において検討しました。

図表 1 3 算定期間内における固定費・変動費と使用料収入の状況



課題 2 使用料収入につながらない基本水量内の使用者の割合が高まっていること

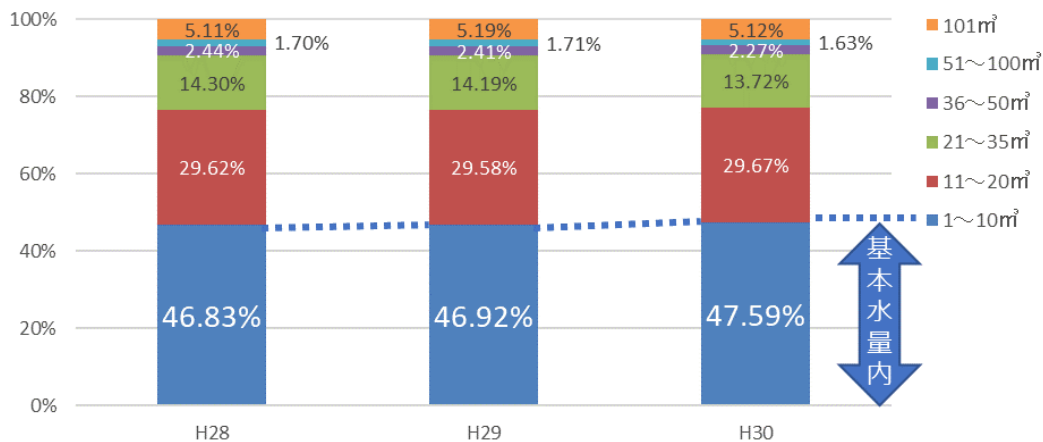
使用者の大多数を占める一般汚水の用途には、1か月10m³まで基本水量が付与されており、使用料が定額となっています。

しかし、直近3年間（平成28～30年度）の排水量区別使用水量の割合では、基本水量内（1か月10m³まで）の割合が全体の約5割を占め、徐々にその割合が増加してきています。人口減少で有収水量の増加が期待できない中、節水等による水使用状況の変化が進み、基本水量内の使用水量の割合が増加（超過使用料がかからない使用水量が増加）すると、使用料収入が減少する可能性があります。

今回の投資・財政計画では、基本水量内の使用水量の割合の増加を見込んで使用料収入の推計をしていますが、今後の使用水量の動向によっては、使用料収入が想定以上に落ち込む可能性があります。

使用料収入につながらない基本水量内の使用者の割合が高まっているという点に対しては、基本水量を廃止したパターン（パターン3）において検討しました。

図表 1 4 排水量区別使用水量（1か月）



課題3 家庭用等、少量の使用者への配慮のため、多量の使用者に収入を依存していること

一般汚水の超過使用料は、使用水量が少ないほど単価が安く、多いほど単価が高い、累進型の単価設定がなされており、家庭用等、使用水量が比較的少ない使用者に配慮する一方、企業等使用水量が多い使用者に使用料収入を依存する単価設定となっています。

家庭用等、少量の使用者への配慮のため、多量の使用者に収入を依存している点については、超過使用料を均一化したパターン（パターン4）において検討しました。

図表15 現行の下水道使用料金表（1か月、税抜）

用途	基本水量 (m ³)	基本使用料 (円)	超過使用料 1m ³ 当たり
一般汚水	10	952	11~20m ³ 93円
			21~35m ³ 105円
			36~50m ³ 117円
			51~100m ³ 128円
			101m ³ 以上 141円
公衆浴場汚水	100	7,068	101m ³ 以上 70円
臨時	10	2,355	11m ³ 以上 235円

使用水量が少ないほど単価が安い
(逡増度1.52 = 最高単価141/最低単価93)

なお、パターン2、3、4は、いずれも小口使用者の負担が増加するパターンとなるため、参考として、中口・大口使用者が使用する排水量区分の超過使用料を改定するパターン（パターン5）を含め、計5つのパターンを比較しました。

図表16 使用料体系のパターン比較（税込、1か月、単位：円）

使用料金表案のパターン（税抜、1か月、円）

	基本使用料	超過使用料					
		1~10m ³	11~20m ³	21~35m ³	36~50m ³	51~100m ³	101m ³ ~
現行使用料	952	0	93	105	117	128	141
パターン1	1,291	0	126	142	159	174	191
パターン2	1,615	0	93	105	117	128	141
パターン3	952	75	93	105	117	128	141
パターン4	1,291	0	139	139	139	139	139
パターン5	952	0	93	150	250	400	600

基本使用料のみ改定

基本水量なし

超過使用料均一

中口・大口の排水量帯を改定

(2) パターン1の検討と、今後の使用料体系について

本審議会では、現行の基本使用料、超過使用料を基本に一律の改定率を乗じ、端数等を調整するパターン1を基本にした使用料金表の作成と、今後の使用料体系について審議が行われました。パターン1に対し、現行の使用料体系の課題に対する解決を図った使用料体系のパターン(パターン2、3、4)、さらにパターン5を比較した結果、小口・中口・大口使用者で同等の負担増となるパターン1が適当との結論に至りました。

よって、使用料体系は見直さず、パターン1を基本に使用料金表を作成する方針を採ること、現行の使用料金表の課題については、使用水量の動向を見ながら、定期的な経営戦略の見直しの中で解決策を検討することとしました。

なお、現行の使用料体系の課題に関しては、基本使用料と超過使用料の割合について、将来的に人口減、世帯の少人数化で世帯数が増える可能性があるため、基本使用料をプラスアルファした方が効率的な使用料の徴収ができるのではないかという意見や、企業や子育て世帯といった使用者の負担増を防ぐため、使用料金額を配慮してはどうかといった意見が出されました。また、使用料体系を考えるにあたって、前提として下水道使用料の支払いが難しい生活困窮者への配慮をすべきとの意見も出されました。

5 一般汚水以外(公衆浴場及び臨時)の用途について

公衆浴場及び臨時の用途の使用料についても、一般汚水と同様、令和4年10月以降は現行使用料金表に17.8%を乗じて端数調整した金額、令和6年4月以降は現行使用料金表に35.6%を乗じて端数調整した金額を採用することとしました。

白岡市下水道事業審議会条例

昭和63年3月29日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、下水道事業の円滑な運営及び推進を図るため、白岡市下水道事業審議会の設置、組織及び運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、下水道事業に関し必要な調査及び審議を行うため、白岡市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条に規定する下水道計画の決定（同法第21条に規定する下水道計画の変更を含む。）区域内の居住者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときにおける選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

以下略

白岡市下水道事業審議会委員名簿

委嘱期間 令和2年5月1日から令和4年4月30日まで

区 分	氏 名
市議会 議 員	かとう かずお 加藤 一生
	ほそい ただし 細井 公
	やまざき きよひろ 山崎 巨裕
下水道計画の 決定区域内 の居住者	あおき たもつ 青木 保
	いわかみ まさる 岩上 賢
	おおくぼ よしお 大久保 善夫
	かとう さぶろう 加藤 三郎
	みねざし くにやす 峯岸 邦安
知識経験 を有する者	いしづか しげる 石塚 茂
	いりさわ こまこ 入澤 幸満子
	さとう はじめ 佐藤 肇
	しんど えつこ 宍戸 悦子
	やまざき のりお 山崎 紀男
公 募 に 応じた者	えはら あきら 江原 晃
	えんどう よしかず 遠藤 良和

区分別五十音順

白岡市下水道事業審議会

会長 山崎 紀男 様

白岡市長 藤井 栄一郎



下水道使用料の改定について（諮問）

白岡市下水道事業審議会条例(昭和63年白岡町条例第8号)第2条の規定により、下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 下水道使用料の改定について
- 2 諮問の趣旨

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、事業の収入によってその経費を賄う「独立採算制」が原則ですが、経費回収率（汚水処理経費に対する使用料収入の割合）は、100%を下回る水準であり、経営原則である汚水私費が実現できていません。

この経費に対する収入の不足分は、一般会計からの基準外繰入金で補填していますが、この主な財源は、公共下水道の未使用者を含めた全市民が負担する市税であり、負担の公平性の観点から削減していく必要があります。

また、今後、汚水幹線の整備や施設の更新等の投資を進める必要がある中、厳しさを増す一般会計の財政状況から基準外繰入金が十分に得られなかった場合、資金不足から事業計画の見直しを迫られる可能性があります。

こうした経営課題を解決し、将来にわたって公共下水道事業を継続するには、下水道使用料の見直しが不可欠でありますことから、下水道使用料の改定について、貴審議会に諮問するものです。

